命いたし有之と仰られ候。 は言合せて、うへをさつと浅く引申ものに候。 潮兵衛は基庸が父也。 さて とそ存

荒子邑は淸洲より一町許の道程也。荒子の邊に奥村・高畠・田ヒサキヒ一、荒子邑の所在 奥村氏の同姓也と云。 あるよし。奥村の邑には、 前田等の邑名あり。小夜の川を隔て向に、河原前田と云も 奥村何某と云百姓あり。 是本藩

清泰院様御登城御迎につき挨拶

にて候。 は及間敷と奉存候。其上御退被成儀に候はど、 渡候處、又兵衞申候は、火いまだ間も御座候間、御退きに 陽廣公御時、 候様にとて、 て手前御迎に罷越候儀に候へば、是非御城へ被爲入可然旨 に御座候山申候處、 存寄に御座候。 肥前守と一所に被爲入候様に可仕候。 其日邸内の當番組頭大橋又兵衞へ、伊豆守殿御申 又兵衞申候は、 御迎松平伊豆守殿被遣候。此時陽廣公御在國 東都の上邸の近所失火に付、 一度筑前守へ被下候儀に候へば、 伊豆守殿重て被仰候は、是は上意を以 尤上意の儀に御座候得共、 清泰院樣御登城 何れも共意得 下邸へ被成 肥前守と 右の

> 御座候はゞ、筑前守へ不被下が宜敷候と被申候。伊豆守殿候。若又是非とも、御城へ被爲入候様にとの、思召の儀に 候へば、兎角の僉議に不及候旨御申、 御一所に不被成御座候て、 鬼角の返辟も無之内、火鎭り申候故、 御城へ可被成御座事とは不奉存 御歸被成候。 伊豆守殿最早火鎮

市川左馬助殺害被仰付候とき

馬に乗り候時分、小袖の裏を反し股立取、 茨木源五左衛門·山崎小右衛門 兩人被仰付候旨、 じ候へとて、馬乗出し申候。 りはづし候ては、 て外へ罷出候はど、 門御請には、 腈禮宅にて 菊池大學・伊藤內膳列座にて 市川左馬助殺害被仰付候時分、 間敷時分は頭をも見遠申者にて候。 奉畏候。 可仕様無御座旨申罷越候。扨門外へ出で いはせは仕間敷候。臆病者にて裏口よ あはれ左馬助儀、 其門外のかために、 此紅裏を我等と存 鬼に仕度候。 被仰渡候。小右衛 足輕共に向申候 奥村壹岐 足輕頭 鬼に

山森吉兵衞閉門後の御加増

當御代初山本久左衞門御旗奉行、 吉兵衞御斷申上候に付、 閉門被仰付候。 山森吉兵衛寺社奉行被仰 三年有之

是雲立腹の事共あり。 御赦免の時分、 一倍の御加增被下候。 其時分脇田如鐵·森

板倉防州侯公事再吟味の事

有之候へば、右子の親理分に相極申候て、其通りさばき被 其相手をも呼彼申候て、先年の公事の趣、 殿宅へ呼被申、逢被申候て、其方儀は先年何屋の何某と云者 誰と申者の子にて候哉と被尋候。親ども此儀を承候て、只 悪み候て悪口申候。 防殿を怨申候故、 申候由。 其通りに候哉と被尋候。 事は有之間敷と怖れ居申候。二三日過候て、右の親を周防 殿被通候を見候て、五六歳許兒一人、周防めが通る、 板倉周防守殿京都諸司代、山科教安話 めが通ると申候。其親承候て大に驚き、走り出て其子を叱 町人の子供五六歳・七八歳許の兒輩、相集遊居申候。周防守 申候。周防殿其所を通過。扨人を以て、右の子は何屋の か様り 理分を持ながら非分に成候故、家内の者共何も周 一の公事致し、其方非分に成申候様に覺候。彌 小見といへどもそれに習候て、周防殿を 防州平生其所に心を付被申候て、 成程其通りに御座候旨申候へば、 其節或時町を通り被申候へば、 重て又委細吟味 周防

> 候て、 云。 を通り被申候ても、 最前の非を改被申候とて、 問巻童謠といへどもうかとは聞不被申 當時の識者何も感稱すと

山本瀬兵衛新知拜領の節

へ被爲召、新知被下之。 山本瀬兵衞新知拜領は、微妙公小松より江戸へ被成御座 金澤城下淺野屋次郎兵衞方御旅宿の夜、 白衣にて御前

一、堀勘左衛門被召出事

微妙公御代堀半右衛門儀、 旣に事に成可申と仕候處、 罷出願候て被召出。 に、共頭湯原八丞へ迄申達候得共、 双方あつかひ事濟申候。 せがれ勘左衛門被召出被下候様 折節石黒太郎左衛門 見廻かい 其後半右衛門令登城、 八丞同心無之候。 御次迄 其時

一、北川庄右衛門の役儀お斷り

使番也。 も高く物頭並也。微妙公薨逝の後、庄右衞門始め御使番の 北川庄右衞門は微妙公御代使番也。 不殘御馬廻に被成候。 兩人、 御小姓番頭被仰付候。 其後 庄右衙門並中川 其時分の御使番は、 彌左衛門は御請 河彌左衙門 申上 列